

## ○豊島区地域区民ひろば条例

平成18年3月29日  
条例第16号

## (目的)

第1条 この条例は、豊島区地域区民ひろばの理念並びにその推進に係る施設の設置及び管理について必要な事項を定め、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

## (理念)

第2条 豊島区地域区民ひろばは、小学校の通学区域を基礎的な単位として構成する公の施設を使用し、地域の多様な活動及び世代を越えた交流を推進するとともに、区民主体の自主的な活動を促進することにより、広がりのある地域コミュニティの活性化に寄与する。

2 豊島区(以下「区」という。)は、前項の理念を実現するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 高齢者の文化、健康及び福祉に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 区民の自主的な活動に関すること。
- (5) 小学生の放課後児童健全育成に関すること。
- (6) 区民相互の交流に関すること。

## (区の役割)

第3条 区は、児童及び高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域で活動する区民の主体性を尊重し、区民の自主的な活動に対して必要な支援を行うものとする。

## (施設)

第4条 区は、第2条第2項各号(同項第5号を除く。)に規定する施策を実施するため、豊島区立地域区民ひろば(以下「地域区民ひろば」という。)を別表のとおり設置する。

2 区は、第2条第2項第5号に規定する施策を実施する施設を、別の条例で定める。

## (事業)

第5条 区は、第1条の目的を達成するため、地域区民ひろばにおいて、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域区民ひろばの施設(以下「施設」という。)の利用に関すること。
- (2) 高齢者の憩い、活動、健康増進、各種相談等に関すること。
- (3) 乳幼児の遊び、子育て相談及び保護者の相互交流に関すること。
- (4) 生涯学習の機会の提供に関すること。
- (5) 区民の自主的な活動の場の提供に関すること。
- (6) 世代間の交流に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

## (利用の手続等)

第6条 施設を利用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

## (使用料)

第7条 前条の規定による施設の利用については、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の不承認)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) 第1条の目的に違反すると認められるとき。
- (2) 営利を目的とする行為に利用すると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の理由により、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、ただちに利用した机、いすその他施設の備品を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(運営協議会)

第13条 区民は、地域区民ひろばの運営等を協議するため、区長の承認を得て、運営協議会を設置することができる。

2 区は、前項の運営協議会が、自己決定・自己責任による地域区民ひろばの運営を進めるために必要な支援を行うものとする。

(管理)

第14条 地域区民ひろばは、当分の間、区が管理する。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合には、前条第1項の運営協議会に対し、協議の上、地域区民ひろばの運営の一部を委ねることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表中区民ひろば朋有を設置する規定 規則で定める日  
(平成19年規則第2号で平成19年2月1日から施行)
  - (2) 附則第2項中豊島区立東池袋ことぶきの家の項を削る改正規定 規則で定める日  
(平成19年規則第2号で平成19年2月1日から施行)
  - (3) 附則第3項中別表豊島区立東池袋児童館の項を削る改正規定 規則で定める日  
(平成19年規則第2号で平成19年2月1日から施行)(豊島区立高齢者福祉センター及びことぶきの家条例の一部改正)
- 2 豊島区立高齢者福祉センター及びことぶきの家条例(昭和46年豊島区条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(豊島区立児童館条例の一部改正)
- 3 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年12月11日条例第65号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(豊島区立ことぶきの家条例の一部改正)
- 2 豊島区立ことぶきの家条例(昭和46年豊島区条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(豊島区立児童館条例の一部改正)
- 3 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成19年12月7日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(豊島区立ことぶきの家条例の廃止)
- 2 豊島区立ことぶきの家条例(昭和46年豊島区条例第25号)は、廃止する。

(豊島区立児童館条例の一部改正)
- 3 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)
- 4 この条例の施行の日より前に、この条例による廃止前の豊島区立ことぶきの家条例第5条第1項の規定によりなされた豊島区立上池袋ことぶきの家及び豊島区立長崎ことぶきの家についての平成20年4月1日以後の利用に係る申請及び承認並びに豊島区立児童館条例第4条第2項の規定によりなされた豊島区立上池袋第二児童館及び豊島区立南長崎第一児童館についての同日以後の利用に係る申請及び承認については、この条例による改正後の豊島区地域区民ひろば条例第6条の規定によりなされた申請及び承認とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年12月6日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(豊島区立児童館条例の一部改正)
- 2 豊島区立児童館条例(昭和42年豊島区条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第4条関係)

(平18条例65・平19条例48・平20条例41・一部改正)

名称	位置
区民ひろば駒込	東京都豊島区駒込二丁目2番4号
区民ひろば南大塚	東京都豊島区南大塚二丁目36番1号
区民ひろば清和第一	東京都豊島区巢鴨三丁目15番20号
区民ひろば清和第二	東京都豊島区巢鴨三丁目13番12号
区民ひろば西巢鴨第一	東京都豊島区西巢鴨二丁目35番3号
区民ひろば西巢鴨第二	東京都豊島区西巢鴨二丁目14番11号
区民ひろば朋有	東京都豊島区東池袋二丁目38番10号
区民ひろば朝日	東京都豊島区巢鴨五丁目33番21号
区民ひろば上池袋	東京都豊島区上池袋三丁目13番5号
区民ひろば池袋本町	東京都豊島区池袋本町三丁目9番4号
区民ひろば西池袋	東京都豊島区西池袋二丁目37番4号
区民ひろば池袋	東京都豊島区池袋二丁目24番17号
区民ひろば南池袋	東京都豊島区南池袋三丁目5番12号
区民ひろば高南第一	東京都豊島区高田二丁目11番2号
区民ひろば高南第二	東京都豊島区高田三丁目38番7号
区民ひろば長崎	東京都豊島区長崎二丁目27番18号
区民ひろば椎名町	東京都豊島区南長崎四丁目12番7号
区民ひろば富士見台	東京都豊島区南長崎一丁目6番1号
区民ひろば千早	東京都豊島区要町三丁目7番10号
区民ひろば高松	東京都豊島区高松二丁目25番9号
区民ひろばさくら第一	東京都豊島区南長崎六丁目20番15号
区民ひろばさくら第二	東京都豊島区長崎六丁目37番11号